

# 裁判員制度

## への準備

②

社会保険労務士法人  
エール代表  
特定社会保険労務士  
鎌倉 珠美

社員から裁判員候補者の通知が来たとき、相談を受けている企業もあるだろう。昨年11月末、29万5000人の国民に対して裁判員候補者に選出されたことを知らせる通知が発送された。この段階では、裁判員候補者名簿に記載されただけであり、名簿の中から事件ごとに候補者が選出されるため、必ずしも裁判員に選任されるとは限らない。しかし、会社としては社員の誰に通知が届いて、裁判員として参加する可能性があるのかを事前に把握したいところであろう。裁判員には守秘義務があるが、裁判員候補者名簿に記載された段階で、社員に報告を求めることはできるのだろうか。

裁判員候補者名簿に登録されたことを公にすることは禁止されているが、「公にする」とはインターネット等不特定多数の人が知ることができるような状況にすることを禁じるもので、職場の上司、同僚などに必要な範囲で報告や相談をすることは問題ないときとされている。通知を受けた社員は、その翌1年間についていつ呼出しを受けるかわからない立場にある。裁判員裁判に参加しやすくするためにも、会社の協力や配慮は必要であり、会社が社員に報告を求めることには合理性がある。さて、裁判員候補者名簿から対象事件ごとに50人から100人程度の候補者が選ばれ、6週間前までに呼出状と質問票が送付される。裁判員候補者として期日に出頭することも、労働基準法第7条に定める「公の職務」にあたり、企業は必要な時間を付与すべき義務がある。したがって、企業側としては裁判員だけでなく、裁判員候補者の取扱いについても就業規則に記載するべきである。

では、会社は社員に対し、本場の上司、同僚などに必要な範囲で報告や相談をすることは問題ないときとされている。呼出状のコピーを提出させることはできるの

### 裁判員制度と企業の対応①

呼出状のコピーを提出させることはできるの

## 社内での裁判員制度への正しい理解が大切に

だろうか。

この点については、会社の上司等に呼出状を見せることも差し支えないとされている。また、裁判員選任

て事件関係者から危害を加えられたりすることのないようにするためである。会社としては社内での裁判員制度について正しい理解を求めていくことも大切であろう。

なお、裁判員の守秘義務に該当するのは、裁判員や裁判官が量刑など判決を議論する過程、事件の記録から知った被害者など事件関係者のプライバシー、他の裁判員の名前などである。したがって、守秘義務に触れない範囲であれば、公開の法廷で見聞きしたことや、裁判員として裁判に参加した感想を上司や同僚に話すことは問題ないときとされている。

一方、部下から報告を受けた上司が、部下が裁判員等を選任されたことをブログに書き込むなど、不特定多数の人に知れる状態にすることはもちろん許されない。

裁判員法第101条第1項で、誰でもらうとも裁判員等の個人情報等を公にしてはならないとした趣旨は、裁判員等のプライバシーを保護することも裁判員等の氏名が公表される。

裁判員法第101条第1項で、誰でもらうとも裁判員等の個人情報等を公にしてはならないとした趣旨は、裁判員等のプライバシーを保護することも裁判員等の氏名が公表される。

なお、裁判員の職務が原因で精神疾患にかかった場合は、国家公務員災害補償法によって公務災害の適用を受けることができる。

今年5月からスタートする裁判員制度について、弊社鎌倉が連載2回目の「裁判員制度への準備②」を執筆しております。裁判員制度への対応を検討したい企業は下記までお問合せ下さい。

社会保険労務士法人エール  
TEL045-549-1071  
http://www.sr-yell.com